



平成22年度 大洲市水道水質検査計画

建設農林部 水道課

利用者の皆様に安心して飲んでいただける水道水を供給するため、水道法施行規則第15条第6項に基づき「平成22年度大洲市水道水質検査計画」を策定いたしました。

この計画では、水道水が水質基準に適合することを確認するため、施設の状況に合わせて「水源」からお客様の「給水栓」までの一連の施設で水質検査を実施することとしています。

また、財団法人 愛媛県総合保健協会と連携し、万一水質事故が発生した場合でも速やかに対応できるよう体制を整えています。

水道課では、この計画を水質管理の中核とし、適正な水質検査を行って安全と安心の確保に努めます。また、将来にわたり安全な水道水を確保するため、化学物質、農薬類などの検査も合わせて実施し安全でおいしい水道水の供給に努めます。



堤防整備のため仮設された配水管（上老松地区）

目 次

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
 - (1) 上水道
 - (2) 簡易水道
3. 水源及び浄水の状況
 - (1) 水源の状況
 - (2) 上水道の状況
 - (3) 簡易水道の状況
4. 定期水質検査
 - (1) 検査の場所
 - (2) 検査項目と検査頻度
5. 水質検査の方法
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査計画及び検査結果の公表
8. 水質検査精度と信頼性の保証
9. 関係者との連携

1. 基本方針

- (1) 水道水が給水栓(蛇口)において水質基準に適合することを確認するため、配水系統を代表する給水栓(蛇口)及び浄水施設の入口(原水)で行います。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目及び水質管理上必要と判断した項目について行います。
- (3) 検査頻度は、法令に基づき、水源の状況や検査する項目のこれまでの検出状況などを考慮して定めます。

2. 水道事業の概要

(1) 上水道

上水道は、現在2地区の事業があり、それぞれ複数の水源から取水し水源地での塩素処理、又は、浄水場で浄水処理後に塩素処理を行い、配水管を通して皆様の家庭に配水しています。
 なお、本年度から第6次拡張事業の認可を受け経営基盤を強化し、1事業として運営します。

給水の状況

平成20年度水道統計

上水道事業名	上水道大洲事業	上水道長浜事業		22年度
給水区域	旧大洲市内(一部を除く)	旧長浜町内(一部を除く)	→	大洲地区及び長浜地区
計画給水人口(人)	40,000	7,700		42,000
給水区域内人口(人)	33,296	7,237		
給水人口(人)	31,863	7,060		
計画1日最大給水量(m ³)	30,000	3,600		22,000
実績1日最大給水量(m ³)	19,138	4,459		
計画1人1日最大給水量(ℓ)	1,500	842		524
実績1人1日最大給水量(ℓ)	601	632		
年間給水量(m ³)	5,627,000	1,203,000		

水源及び浄水の方法

事業名	上水道大洲事業	上水道大洲事業	上水道大洲事業	上水道大洲事業	上水道大洲事業
水源施設	五郎水源地	菅田第3水源地	本村水源地	村島水源地	小倉水源地
所在地	五郎甲 125-1 番地	菅田町字新畑甲 463	菅田町字井堀甲 526	菅田町菅田乙 602	大竹字道中甲 1202
敷地面積	2,772 m ²	884 m ²	1,193 m ²		998 m ²
水源	浅井戸(地下水)	浅井戸(地下水)	浅井戸(地下水)	浅井戸(地下水)	浅井戸(地下水)
施設能力	6,900 m ³ /日	4,500 m ³ /日	7,650 m ³ /日		6,000 m ³ /日
浄水方法	塩素処理	塩素処理	塩素処理	塩素処理	塩素処理
事業名	上水道大洲事業	上水道大洲事業	上水道大洲事業	上水道大洲事業	
水源施設	南久米水源地	中村水源地(予備)	新谷水源地(予備)	池田水源地(予備)	
所在地	北只小松川 625	中村 990 番地	新谷甲 299	菅田町宇津甲 867	
敷地面積	535 m ²	264 m ²	826 m ²	439 m ²	
水源	浅井戸(地下水)	伏流水(肱川)	浅井戸(地下水)	浅井戸(地下水)	
施設能力	450 m ³ /日	4,500 m ³ /日	480 m ³ /日	90 m ³ /日	
浄水方法	急速ろ過・塩素処理	塩素処理	塩素処理	塩素処理	
事業名	上水道長浜事業	上水道長浜事業			
水源施設	柴浄水場	出海水源地(予備)			
所在地	柴甲 758	長浜町出海乙 1188-6			
敷地面積	3,070 m ²	-			
水源	浅井戸(地下水)	浅井戸(地下水)			
施設能力	10,000 m ³ /日	480 m ³ /日			
浄水方法	急速ろ過・塩素処理	塩素処理			

(2)簡易水道

簡易水道は、主に山間部を中心に15事業を経営しており、複数の水源と給水区域からなる森山・中央・名荷谷の3簡易水道と、1水源1給水区域の12の簡易水道があります。これらの施設は緩速ろ過や膜ろ過等の浄水処理をした後に塩素処理、又は、塩素処理後に配水管を通して皆様の家庭に配水しています。簡易水道事業についても、経営の安定や施設基準強化のため、新たに添谷水源の利用を開始するほか、将来の事業統合や上水道事業への編入を予定しています。

給水の状況

平成20年度水道統計

簡易水道事業名	森山簡易水道	有久保簡易水道	上須戒簡易水道	恋木簡易水道	保子野簡易水道
給水区域	森山地区の一部 成能地区の一部	有久保地区の一部	上須戒地区 (一部を除く)	恋木1番、恋木2番、恋木3番	平地、保子野、日浦の一部
計画給水人口(人)	675	230	550	192	174
給水区域内人口(人)	624	46	490	137	122
給水人口(人)	604	46	451	135	122
計画1日最大給水量(m ³)	201	28	203	48	78
実績1日最大給水量(m ³)	203	11	185	39	55
1日平均給水量(m ³)	173	8	102	31	43
1人1日平均給水量(ℓ)	289	180	226	230	351
年間給水量(m ³)	63,087	3,022	37,135	11,342	15,611
簡易水道事業名	田処簡易水道	蔵川簡易水道	豊茂簡易水道	今坊浜簡易水道	中央簡易水道
給水区域	田処地区の一部	蔵川地区の一部	豊茂地区の一部	今坊浜地区	鹿野川、月野尾、予子林、その他
計画給水人口(人)	110	240	478	134	1,260
給水区域内人口(人)	175	255	320	86	1,143
給水人口(人)	77	255	320	86	1,143
計画1日最大給水量(m ³)	35	92	96	20	792
実績1日最大給水量(m ³)	20	68	84	20	550
1日平均給水量(m ³)	18	24	71	17	489
1人1日平均給水量(ℓ)	240	93	222	201	428
年間給水量(m ³)	6,745	8,693	25,892	6,324	178,654
簡易水道事業名	名荷谷簡易水道	大谷簡易水道	植松簡易水道	名場連簡易水道	神納簡易水道
給水区域	汗生、道野尾、その他	白石、影地、広常久保、その他	植松、横山中の一部	名場連、稲谷、川崎の一部	神納、天神、帯江の一部
計画給水人口(人)	801	545	234	173	400
給水区域内人口(人)	736	432	185	95	65
給水人口(人)	736	432	185	95	65
計画1日最大給水量(m ³)	317	277	115	35	51
実績1日最大給水量(m ³)	199	139	65	25	6
1日平均給水量(m ³)	215	111	61	27	5
1人1日平均給水量(ℓ)	292	257	332	281	76
年間給水量(m ³)	78,428	40,499	22,438	9,749	1,805



蔵川簡易水道浄水場及び配水池

水源及び浄水の方法

事業名	森山簡易水道	森山簡易水道	有久保簡易水道	上須戒簡易水道	恋木簡易水道
水源施設等	森山水源地	成能水源地	有久保水源・浄水場	上須戒水源・浄水場	恋木水源地
所在地	森山甲 919-4	成能甲 477-3	柳沢 1353 番地先	上須戒乙 733-1	喜多山麓沖甲 417-3
敷地面積	420 m ²	25 m ²	-	691 m ²	365 m ²
水源	浅井戸(地下水)	浅井戸(地下水)	河川自流水	浅井戸(地下水)	浅井戸(地下水)
施設能力	108.8 m ³ /日	95.2 m ³ /日	30 m ³ /日	268 m ³ /日	48 m ³ /日
浄水方法	塩素処理	塩素処理	緩速ろ過	緩速ろ過	塩素処理
事業名	保子野簡易水道	田処簡易水道	蔵川簡易水道	豊茂簡易水道	今坊浜簡易水道
水源施設等	保子野水源・浄水場	田処水源・浄水場	蔵川水源・浄水場	豊茂水源・浄水場	今坊浜水源・浄水場
所在地	平野町平地 5605-1	田処甲 2353-1	蔵川字川口甲 1587	豊茂乙 756-2	長浜町今坊甲 544-3
敷地面積	1,021 m ²	1,016 m ²	743 m ²	444 m ²	247 m ²
水源	河川自流水	河川自流水	河川自流水	河川自流水	河川自流水
施設能力	78 m ³ /日	35 m ³ /日	92.4 m ³ /日	96 m ³ /日	20 m ³ /日
浄水方法	緩速ろ過	緩速ろ過	UF膜ろ過	緩速ろ過	緩速ろ過
事業名	中央簡易水道	中央簡易水道	中央簡易水道	中央簡易水道	中央簡易水道
水源施設等	中央水源地	上中野水源・浄水場	鹿野川水源・月野尾浄水場	奥の山水源・予子林浄水場	添谷水源地
所在地	肱川町宇和川 2987-4	肱川町宇和川 3261	肱川町山鳥坂 788-2	肱川町予子林 8-5	肱川町宇和川 2529-2
敷地面積	135 m ²	150 m ²	335 m ²	1,459 m ²	44 m ²
水源	伏流水	湧水	伏流水	河川自流水	伏流水
施設能力	230 m ³ /日	19 m ³ /日	40 m ³ /日	318 m ³ /日	46 m ³ /日
浄水方法	塩素処理	(緩速ろ過)	(緩速ろ過)	(緩速ろ過)	(塩素処理)
事業名	大谷簡易水道	名荷谷簡易水道	名荷谷簡易水道	名荷谷簡易水道	植松簡易水道
水源施設等	大谷水源・浄水場	名荷谷水源・浄水場	道野尾水源・浄水場	汗生水源・浄水場	植松水源・浄水場
所在地	肱川町大谷 861-3	肱川町茗荷谷 2525-2	肱川町宇和川 48-2	肱川町宇和川 3422-2	河辺町横山 2221
敷地面積	474 m ²	456 m ²	93 m ²	613 m ²	1634 m ²
水源	河川自流水	伏流水	伏流水	河川自流水	河川自流水
施設能力	277 m ³ /日	252.1 m ³ /日	52.4 m ³ /日	12.5 m ³ /日	115 m ³ /日
浄水方法	緩速ろ過	緩速ろ過	緩速ろ過	緩速ろ過	緩速ろ過
事業名	名場連簡易水道	神納簡易水道			
水源施設等	名場連水源・浄水場	神納水源・浄水場			
所在地	河辺町河都 463	河辺町北平 634			
敷地面積	571 m ²	13,057 m ² の一部			
水源	河川自流水	河川自流水			
施設能力	35 m ³ /日	51 m ³ /日			
浄水方法	緩速ろ過	緩速ろ過			



中央簡易水道添谷水源地

3. 水源及び浄水の状況

(1) 水源の状況

水源の水質は、現在まで概ね良好な状況を保持しており、上水道及び簡易水道の全ての施設で国が定めた水質基準を下回っています。

今後とも、水質汚染源等の情報収集に努め、水源の水質変化の監視をより一層強化するとともに、周辺地域の環境についても注意して行く計画です。

(2) 上水道の状況

上水道の2地区のうち大洲事業では、浅井戸6水源より取水し、塩素滅菌処理(南久米水源のみは除鉄・除マンガン及び塩素滅菌処理)を行い、浄水の濁度や残留塩素濃度を適切に管理し、水源別の配水池から安全で清浄な水を皆様の家庭に送っています。

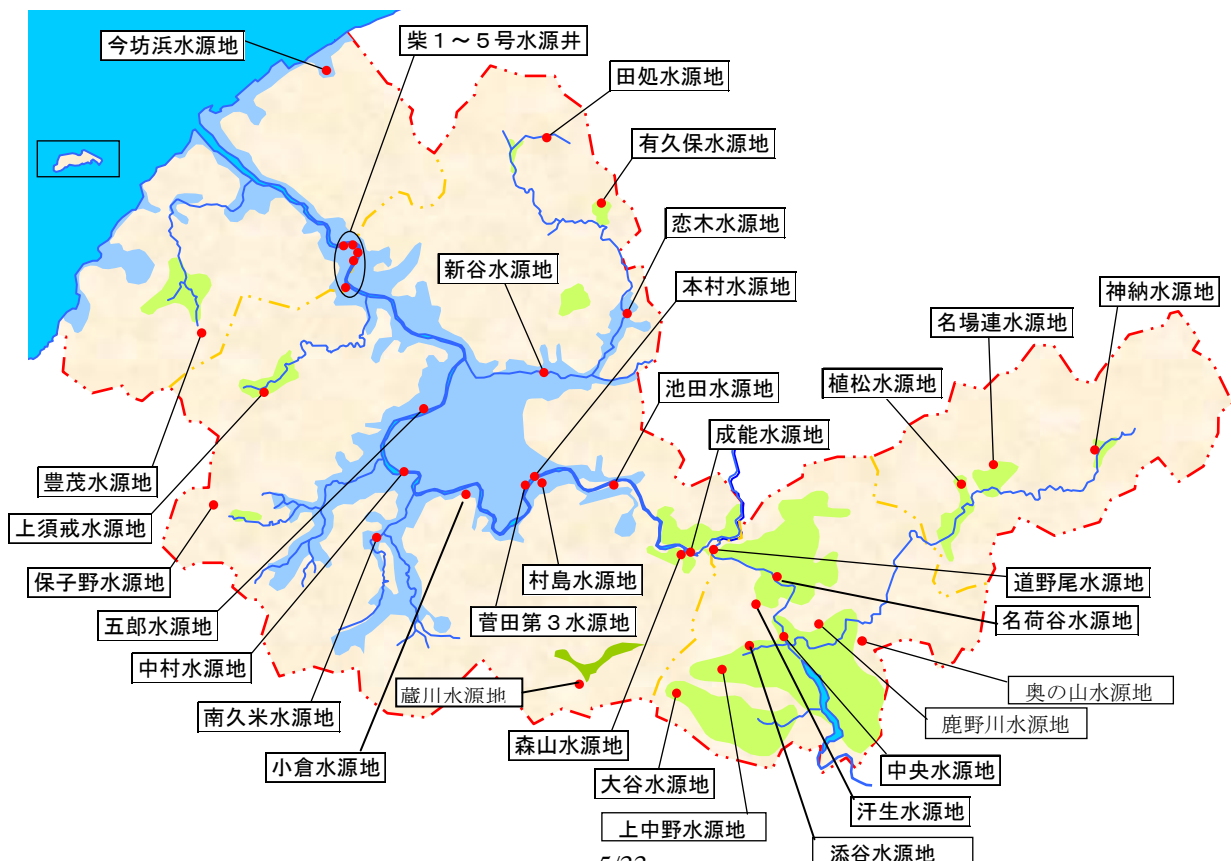
長浜事業は、3号水源井の水量が減少したため平成18年8月より休止し、現在は浅井戸1水源と深井戸3水源から取水し、柴浄水場で除鉄・除マンガン及び塩素滅菌処理を実施した後に下平配水池へ送水し、安全で清浄な水を各地区の皆様の家庭に送っています。

(3) 簡易水道の状況

平成21年度に、蔵川簡易水道及び、中央簡易水道の上中野、鹿野川、奥の山水源が供用開始され、本年度も同簡水で添谷水源の使用を開始します。その結果、河川自流水、伏流水、浅井戸など、15簡易水道施設合わせて22箇所の水源から取水することになります。

一部水源では原水の水質が降雨等の影響により変化するものの、それぞれ緩速ろ過や膜ろ過施設により適切な濁度管理を行い、塩素処理による残留塩素濃度を調整した後に安全で清浄な水を皆様の家庭に送っています。

主要水源の位置



4. 定期水質検査

(1) 検査の場所

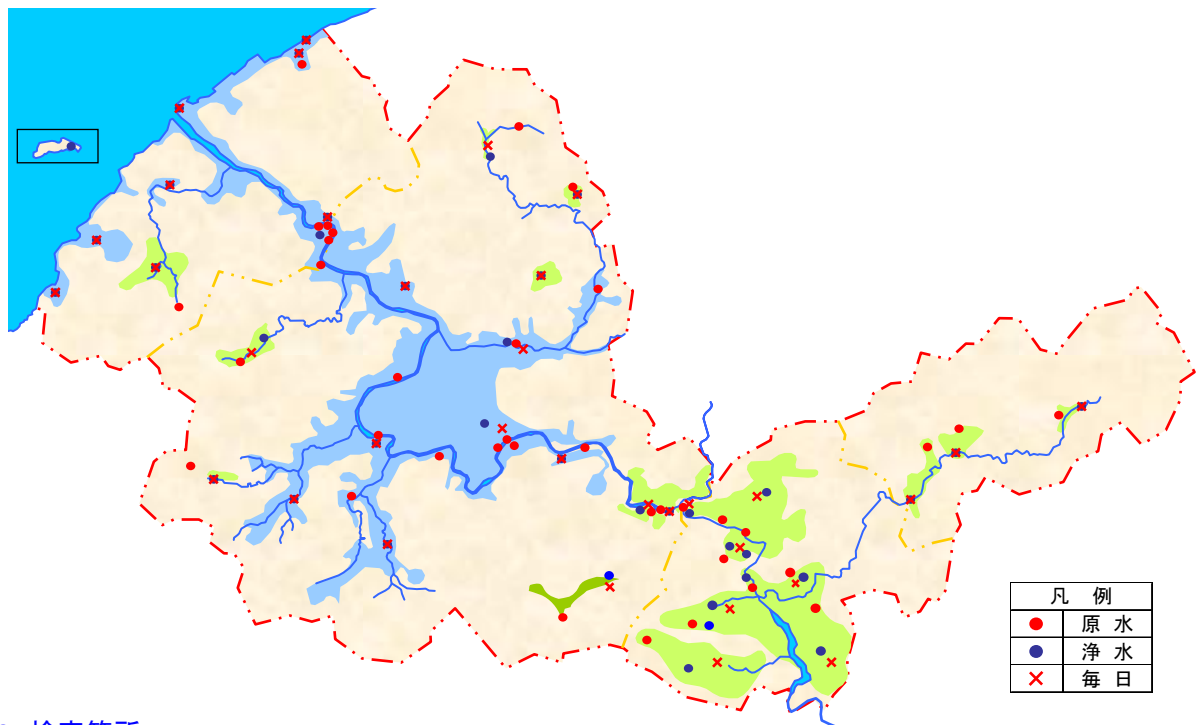
水質基準に適合した安全で清浄な水を皆様の家庭にお届けするため、上水道15地点、簡易水道22地点の合計37地点で、給水栓により定期検査を行います。

また、水源の状況を把握するため、上水道11箇所、簡易水道22箇所の合計33箇所の水源または浄水施設の入り口で原水についても定期検査を行います。

このほか、色・濁り・残留塩素について、上水道15地点、簡易水道22地点の合計37地点の給水栓で毎日検査を行うほか、水道課事務所で水質の監視を行います。

なお、本年度は21年度と比較し、上水道1水源が減少、簡易水道1水源が増加したことにより、簡易水道水源の末端に位置する給水栓の検査1箇所が増えています。

水質検査地点



● 検査箇所

検査の種類	検査頻度	上水道	簡易水道
毎日検査	1回/1日	本村・菅田・小倉・南久米・五郎・池田・新谷・柴・長浜・白滝・出海・大谷口	森山・成能・有久保・上須戒・恋木・保子野・田処・蔵川・豊茂・今坊浜・中央・上中野・鹿野川・奥の山・添谷・名荷谷・道野尾・汗生・大谷・植松・名場連・神納
水質基準項目 (9項目)	1回/1月	本村・村島・菅田・小倉・南久米・五郎・池田・新谷・柴・長浜・白滝・出海・大谷口・大久保・櫛生・青島	森山・成能・有久保・上須戒・恋木・保子野・田処・蔵川・豊茂・今坊浜・中央・上中野・鹿野川・奥の山・添谷・名荷谷・道野尾・汗生・大谷・植松・名場連・神納
クリプトスポリジウム 汚染指標菌	1回/1月	本村・村島・菅田・小倉・南久米・五郎・柴(4)・中村	森山・成能・有久保・上須戒・恋木・保子野・田処・蔵川・豊茂・今坊浜・中央・上中野・鹿野川・奥の山・添谷・名荷谷・道野尾・汗生・大谷・植松・名場連・神納
水質基準項目 (24項目)	1回/3月	本村・菅田・小倉・南久米・五郎・池田・新谷・柴・長浜・白滝・出海・大谷口	森山・成能・有久保・上須戒・恋木・保子野・田処・蔵川・豊茂・今坊浜・中央・上中野・鹿野川・奥の山・添谷・名荷谷・道野尾・汗生・大谷・植松・名場連・神納
水質基準項目 (3項目)	1回/1年	本村・菅田・小倉・南久米・五郎・池田・新谷・柴・長浜・白滝・出海・大谷口	森山・成能・有久保・上須戒・恋木・保子野・田処・蔵川・豊茂・今坊浜・中央・上中野・鹿野川・奥の山・添谷・名荷谷・道野尾・汗生・大谷・植松・名場連・神納
水質基準項目 (原水 21項目)	1回/1年	本村・村島・菅田・小倉・南久米・五郎・柴(4)・中村	森山・成能・有久保・上須戒・恋木・保子野・田処・蔵川・豊茂・今坊浜・中央・上中野・鹿野川・奥の山・添谷・名荷谷・道野尾・汗生・大谷・植松・名場連・神納
水質管理目標 設定項目	2回/1年	本村	

(2) 検査項目と検査頻度

平成21年4月に改正された水質基準省令等に基づき、水源の状況や過去の検査結果を考慮し検査項目及び検査頻度を適正に決定し、水質検査を行います。但し、平成20年度より給水開始した4水源及び本年度給水開始予定の1水源については、過去の水質検査結果が無いため、検査頻度及びその省略を行わず概ね3ヶ月に1回の全項目検査を実施します。

また、将来にわたる安全性を確保するため、水源や農薬使用の状況に応じ水質管理上留意すべき項目として、水質管理目標設定項目についても水質検査を行います。

● 検査項目

検査の種類	項目数	内 容
毎日検査	3	色、濁り、消毒の残留効果の検査
水質基準項目	50	水道水が備えるべき水質上の要件で、人の健康を確保するため、また生活利用上障害を生じさせないために定めたもの
水質管理目標 設定項目	27	将来にわたり水道水の安全性を確保するために、水質基準を補完する項目として、環境中に検出されるものや、今後、水道水から検出される可能性があるものなどを定めたもの(地下水20項目)
クリプトスポリジウム 汚染指標菌	2	クリプトスポリジウム汚染の指標となる大腸菌と嫌気性芽胞菌の検査

● 検査省略の検討

水質基準項目検査(50項目)について法令で定める最低検査頻度		
① 50項目中35項目については、検査頻度を過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下のとき1年に1回以上、1/10以下のときは3年に1回以上まで減らすことが可能		
② ①のうち28項目について、過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査する必要がないことが明らかであると認められる場合は省略可能		
検査頻度と水質基準項目検査の内容		
検査頻度	項目数	内 容
1回/1月	9項目	全て省略不可
1回/3月	24項目	12項目省略不可、12項目省略可
1回/1年	3項目	全て省略可能
1回/3年	14項目	全て省略可能(21・22年度未検査のため23年度実施)

※上記により、①及び②による場合の外、法令の定めるその他の理由により検査頻度を減少及び省略する場合であっても、各施設の検査結果を比較し、上水道・簡易水道ごとにその最高値に基づき検討した結果を、全ての施設に適用して検査頻度を決定します。

● 検査項目と頻度の決定

検査の種類	検査頻度	検査箇所数		備 考 (水質基準項目番号等)
		上 水 道	簡易水道	
浄水水質基準(9項目)	1回/1月	15	22	1,2,38,46,47,48,49,50,51
浄水水質基準(24項目)	1回/3月	12	22	3,9,10,11,12,14,16,21,22,23,24,25,26,27,28,29,30,31,32,33,34,39,40,44
浄水水質基準(3項目)	1回/1年	12	22	37,42,43
浄水水質基準(14項目)	1回/3年	12	22	4,5,6,7,8,13,17,18,19,20,35,36,41,45 (21・22年度検査省略)
原水水質基準(21項目)	1回/1年	12	22	1,2,9,10,11,12,14,16,33,37,38,39,40,42,43,44,46,47,49,50,51
原水水質基準(17項目)	1回/3年	12	22	3,4,5,6,7,8,13,17,18,19,20,32,34,35,36,41,45(21・22年度検査省略)
原水クリプト汚染指標菌	1回/1月	12	22	大腸菌及び嫌気性芽胞菌
水質管理目標設定項目	2回/1年	1	0	浄水 4、原水 15、農薬類 10 項目

● 上水道事業全体における最高値(平成19~21年度)に基づく検査頻度の決定

番号	定期検査項目	基準値 mg./ℓ以下	過去3年の最高値 mg./ℓ以下	検査頻度			設定理由	備考
				基本頻度	最低頻度	実施頻度		
1	一般細菌	100個/ml	50	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代替指標
2	大腸菌	未検出	未検出					
3	カドミウム及びその化合物	0.0003	<0.001	1回/3年	省略不可	1回/3月	過去のデータから検出されたことが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	無機物/重金属
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.0005					
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001					
6	鉛及びその化合物	0.01	0.001					
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001					
8	六価クロム化合物	0.05	<0.005					
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001					
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	4.9					
11	フッ素及びその化合物	0.8	0.19					
12	ホウ素及びその化合物	1.0	0.12					
13	四塩化炭素	0.002	<0.0002	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	一般有機物
14	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005					
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.001					
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001					
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003	1回/3月	省略不可	1回/3月	過去のデータから検出されたことが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	消毒副生成物
19	トリクロロエチレン	0.03	<0.001					
20	ベンゼン	0.01	<0.001					
21	塩素酸	0.6	0.3					
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002					
23	クロロホルム	0.06	0.01					
24	ジクロロ酢酸	0.04	<0.004					
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.005					
26	臭素酸	0.01	<0.001					
27	総トリハロメタン	0.1	0.011					
28	トリクロロ酢酸	0.2	<0.002	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.003					
30	プロモホルム	0.09	0.008					
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008					
32	亜鉛及びその化合物	1.0	0.023	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.02					
34	鉄及びその化合物	0.3	0.18					
35	銅及びその化合物	1.0	0.01	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味
36	ナトリウム及びその化合物	200	18					
37	マンガン及びその化合物	0.05	0.007	1回/3年	省略不可	1回/1年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色
38	塩化物イオン	200	36.6					
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	97.6	1回/3月	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味
40	蒸発残留物	500	192					
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	原因藻類発生時期に月1回以上	省略不可	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001					
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	原因藻類発生時期に月1回以上	省略不可	1回/3年	原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	カビ臭
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005					
45	フェノール類	0.005	<0.0005	1回/3月	省略不可	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	<0.5					
47	pH値	5.8~8.6	7.8	1回/月	省略不可	1回/月	連続計測及び記録がなされていないため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	基礎的性状
48	味	異常でない	異常なし					
49	臭気	異常でない	異常なし					
50	色度	5	5					
51	濁度	2	1.8					

は水道法の規定により検査を省略できない項目です。
過去3年間の最高値は、大洲事業と長浜事業での最高値です。

● 上水道事業 本村水源系統における最高値(平成19～21年度)

番号	定期検査項目	基準値 mg./ℓ以下	過去3年の最高値 mg./ℓ以下	検査頻度			設定理由	備考
				基本頻度	最低頻度	実施頻度		
1	一般細菌	100個/ml	15	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代替指標
2	大腸菌	未検出	未検出					
3	カドミウム及びその化合物	0.0003	<0.001	1回/3年	1回/3年	1回/3月	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	無機物/重金属
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005					
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001					
6	鉛及びその化合物	0.01	0.001					
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001					
8	六価クロム化合物	0.05	<0.005					
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001					
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.4					
11	フッ素及びその化合物	0.8	0.05					
12	ホウ素及びその化合物	1.0	0.04					
13	四塩化炭素	0.002	<0.0002	1回/3年	1回/3月	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	一般有機物
14	1, 4-ジオキサン	0.05	<0.005					
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04	<0.001					
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001					
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003	1回/3月	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	消毒副生成物
19	トリクロロエチレン	0.03	<0.001					
20	ベンゼン	0.01	<0.001					
21	塩素酸	0.6	0.09					
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002					
23	クロロホルム	0.06	<0.001					
24	ジクロロ酢酸	0.04	<0.004					
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.002					
26	臭素酸	0.01	<0.001					
27	総トリハロメタン	0.1	0.003					
28	トリクロロ酢酸	0.2	<0.002					
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.001	1回/3年	1回/3月	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色
30	プロモホルム	0.09	0.001					
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008					
32	亜鉛及びその化合物	1.0	<0.005	1回/3年	1回/3月	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.02					
34	鉄及びその化合物	0.3	<0.03	1回/3年	1回/3月	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色
35	銅及びその化合物	1.0	<0.01					
36	ナトリウム及びその化合物	200	6.3	1回/3年	1回/3月	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005					
38	塩化物イオン	200	6.3	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	55.3					
40	蒸発残留物	500	98	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	カビ臭
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02					
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	原因藻類発生時期に月1回以上			原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	発泡
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001					
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	臭気
45	フェノール類	0.005	<0.0005					
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	<0.5	1回/月	省略不可	1回/月	連続計測及び記録がなされていないため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	基礎的性状
47	pH値	5.8~8.6	7.8					
48	味	異常でない	異常なし					
49	臭気	異常でない	異常なし					
50	色度	5	<1					
51	濁度	2	<0.1					

は水道法の規定により検査を省略できない項目です。

● 上水道事業 菅田第3水源系統における最高値(平成19～21年度)

番号	定期検査項目	基準値 mg./ℓ以下	過去3年の最高値 mg./ℓ以下	検査頻度			設定理由	備考			
				基本頻度	最低頻度	実施頻度					
1	一般細菌	100個/ml	1	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代替指標			
2	大腸菌	未検出	未検出	1回/月	省略不可	1回/月					
3	カドミウム及びその化合物	0.0003	<0.001	1回/3年	1回/3年	1回/3月	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	無機物/重金属			
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005								
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001								
6	鉛及びその化合物	0.01	0.001								
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001								
8	六価クロム化合物	0.05	<0.005								
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001			省略不可			1回/3月		
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	4.9			1回/3年			1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	一般有機物
11	フッ素及びその化合物	0.8	<0.05								
12	ホウ素及びその化合物	1.0	0.03								
13	四塩化炭素	0.002	<0.0002								
14	1, 4-ジオキサン	0.05	<0.005								
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04	<0.001								
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001								
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003								
19	トリクロロエチレン	0.03	<0.001								
20	ベンゼン	0.01	<0.001								
21	塩素酸	0.6	0.3	1回/3月	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	消毒副生成物			
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002								
23	クロロホルム	0.06	<0.01								
24	ジクロロ酢酸	0.04	<0.004								
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.002								
26	臭素酸	0.01	<0.001								
27	総トリハロメタン	0.1	0.003								
28	トリクロロ酢酸	0.2	<0.002								
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.001								
30	プロモホルム	0.09	0.001								
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008								
32	亜鉛及びその化合物	1.0	0.023	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色				
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.02								
34	鉄及びその化合物	0.3	<0.03								
35	銅及びその化合物	1.0	<0.01								
36	ナトリウム及びその化合物	200	7.5								
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005	1回/1年	1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	味 着色				
38	塩化物イオン	200	8								
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	97.6								
40	蒸発残留物	500	192	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味			
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02								
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	原因藻類発生時期に月1回以上	原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	カビ臭				
43	2-メチルインボルネオール	0.00001	<0.000001								
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡			
45	フェノール類	0.005	<0.0005								
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	<0.5	1回/月	省略不可	1回/月	連続計測及び記録がなされていないため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	基礎的性状			
47	pH値	5.8～8.6	6.9								
48	味	異常でない	異常なし								
49	臭気	異常でない	異常なし								
50	色度	5	<1								
51	濁度	2	0.3								

は水道法の規定により検査を省略できない項目です。

● 上水道事業 小倉水源系統における最高値(平成19～21年度)

番号	定期検査項目	基準値		検査頻度			設定理由	備考
		mg./ℓ以下	過去3年の最高値 mg./ℓ以下	基本頻度	最低頻度	実施頻度		
1	一般細菌	100個/ml	0	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代替指標
2	大腸菌	未検出	未検出					
3	カドミウム及びその化合物	0.0003	<0.001	1回/3年	省略不可	1回/3月	過去のデータから検出されたことが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	無機物/重金属
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.0005					
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001					
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001					
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001					
8	六価クロム化合物	0.05	<0.005					
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001					
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.3					
11	フッ素及びその化合物	0.8	<0.05					
12	ホウ素及びその化合物	1.0	0.04					
13	四塩化炭素	0.002	<0.0002	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	一般有機物
14	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005					
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.001					
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001					
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003	1回/3月	省略不可	1回/3月	過去のデータから検出されたことが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	消毒副生成物
19	トリクロロエチレン	0.03	<0.001					
20	ベンゼン	0.01	<0.001					
21	塩素酸	0.6	0.1					
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002					
23	クロロホルム	0.06	<0.001					
24	ジクロロ酢酸	0.04	<0.004					
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.001					
26	臭素酸	0.01	<0.001					
27	総トリハロメタン	0.1	0.002					
28	トリクロロ酢酸	0.2	<0.02	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色
29	ブロモジクロロメタン	0.03	<0.001					
30	プロモホルム	0.09	0.001					
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008					
32	亜鉛及びその化合物	1.0	<0.005	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.02					
34	鉄及びその化合物	0.3	<0.03					
35	銅及びその化合物	1.0	<0.01	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色
36	ナトリウム及びその化合物	200	6.3					
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味
38	塩化物イオン	200	6.7					
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	65.9	1回/3月	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味
40	蒸発残留物	500	102					
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	原因藻類発生時期に月1回以上	省略不可	1回/3年	原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	カビ臭
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001					
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	1回/3月	省略不可	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005					
45	フェノール類	0.005	<0.0005	1回/3月	省略不可	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	臭気
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	<0.5					
47	pH値	5.8~8.6	7.1	1回/月	省略不可	1回/月	連続計測及び記録がなされていないため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	基礎的性状
48	味	異常でない	異常なし					
49	臭気	異常でない	異常なし					
50	色度	5	<1					
51	濁度	2	<0.1					

は水道法の規定により検査を省略できない項目です。

● 上水道事業 南久米水源系統における最高値(平成19~21年度)

番号	定期検査項目	基準値 mg./ℓ以下	過去3年の最高値 mg./ℓ以下	検査頻度			設 定 理 由	備 考
				基本頻度	最低頻度	実施頻度		
1	一般細菌	100個/ml	50	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代替指標
2	大腸菌	未検出	未検出					
3	カドミウム及びその化合物	0.0003	<0.001	1回/3年	省略不可	1回/3月	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	無機物/重金属
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005					
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001					
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001					
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001					
8	六価クロム化合物	0.05	<0.005					
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001					
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.0					
11	フッ素及びその化合物	0.8	0.19					
12	ホウ素及びその化合物	1.0	0.03	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	一般有機物
13	四塩化炭素	0.002	<0.0002					
14	1, 4-ジオキサン	0.05	<0.005					
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04	<0.001					
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001	1回/3月	省略不可	1回/3月	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	消毒副生成物
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003					
19	トリクロロエチレン	0.03	<0.001					
20	ベンゼン	0.01	<0.001					
21	塩素酸	0.6	0.1					
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002					
23	クロロホルム	0.06	<0.001					
24	ジクロロ酢酸	0.04	<0.004					
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.002					
26	臭素酸	0.01	<0.001					
27	総トリハロメタン	0.1	0.006					
28	トリクロロ酢酸	0.2	<0.02	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.001					
30	プロモホルム	0.09	0.002					
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味
32	亜鉛及びその化合物	1.0	<0.005					
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.02	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色
34	鉄及びその化合物	0.3	<0.03					
35	銅及びその化合物	1.0	<0.01	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味
36	ナトリウム及びその化合物	200	6.3					
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色
38	塩化物イオン	200	10.8					
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	64.3	1回/3月	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味
40	蒸発残留物	500	105					
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001					
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	原因藻類発生時期に月1回以上			原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	カビ臭
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	1回/3月	省略不可	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡
45	フェノール類	0.005	<0.0005					
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	<0.5	1回/月	省略不可	1回/月	連続計測及び記録がなされていないため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	基礎的性状
47	pH値	5.8~8.6	7.6					
48	味	異常でない	異常なし					
49	臭気	異常でない	異常なし					
50	色度	5	<1					
51	濁度	2	0.2					

は水道法の規定により検査を省略できない項目です。

● 上水道事業 五郎水源系統における最高値(平成19～21年度)

番号	定期検査項目	基準値 mg./ℓ以下	過去3年の最高値 mg./ℓ以下	検査頻度			設定理由	備考			
				基本頻度	最低頻度	実施頻度					
1	一般細菌	100個/ml	24	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代替指標			
2	大腸菌	未検出	未検出	1回/月	省略不可	1回/月					
3	カドミウム及びその化合物	0.0003	<0.001	1回/3年	1回/3年	1回/3月	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	無機物/重金属			
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005								
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001								
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001								
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001								
8	六価クロム化合物	0.05	<0.005								
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001			省略不可			1回/3月		
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.1			1回/3年			1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	一般有機物
11	フッ素及びその化合物	0.8	0.06								
12	ホウ素及びその化合物	1.0	0.03								
13	四塩化炭素	0.002	<0.0002								
14	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005								
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.001								
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001								
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003								
19	トリクロロエチレン	0.03	<0.001								
20	ベンゼン	0.01	<0.001								
21	塩素酸	0.6	0.09	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	消毒副生成物				
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002								
23	クロロホルム	0.06	<0.001								
24	ジクロロ酢酸	0.04	<0.004								
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.002								
26	臭素酸	0.01	<0.001								
27	総トリハロメタン	0.1	0.003								
28	トリクロロ酢酸	0.2	<0.002								
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.001								
30	プロモホルム	0.09	0.001								
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008								
32	亜鉛及びその化合物	1.0	<0.005	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色				
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.02								
34	鉄及びその化合物	0.3	<0.03		1回/3年		1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	味		
35	銅及びその化合物	1.0	<0.01								
36	ナトリウム及びその化合物	200	6.7		1回/1年		1回/1年	水源に汚染源がないため、1年に1回の頻度とする。	着色		
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005		1回/3年		1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味		
40	蒸発残留物	500	100		1回/3年		1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡		
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	1回/3年	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	カビ臭				
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	原因藻類発生時期に月1回以上		原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	カビ臭				
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	1回/3月	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。					
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	1回/3月	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡				
45	フェノール類	0.005	<0.0005	1回/3月	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	臭気				
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	<0.5	1回/月	省略不可	1回/月	連続計測及び記録がなされていないため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	基礎的性状			
47	pH値	5.8~8.6	7.5								
48	味	異常でない	異常なし								
49	臭気	異常でない	異常なし								
50	色度	5	<1								
51	濁度	2	<0.1								

は水道法の規定により検査を省略できない項目です。

● 上水道事業 池田水源系統における最高値(平成19～21年度)

番号	定期検査項目	基準値 mg./ℓ以下	過去3年の最高値 mg./ℓ以下	検査頻度			設 定 理 由	備 考	
				基本頻度	最低頻度	実施頻度			
1	一般細菌	100個/ml	0	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代替指標	
2	大腸菌	未検出	未検出						
3	カドミウム及びその化合物	0.0003	<0.001	1回/3年	省略不可	1回/3月	過去からのデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	無機物/重金属	
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.0005						
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001						
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001						
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001						
8	六価クロム化合物	0.05	<0.005						
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001			省略不可	1回/3月		水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.1						
11	フッ素及びその化合物	0.8	0.07			1回/3年	省略不可		1回/3月
12	ホウ素及びその化合物	1.0	0.06						
13	四塩化炭素	0.002	<0.0002						
14	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005						
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.001						
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001						
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003						
19	トリクロロエチレン	0.03	<0.001						
20	ベンゼン	0.01	<0.001						
21	塩素酸	0.6	0.1	1回/3月	省略不可			1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002						
23	クロロホルム	0.06	0.002						
24	ジクロロ酢酸	0.04	<0.004						
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.005						
26	臭素酸	0.01	<0.001						
27	総トリハロメタン	0.1	0.008						
28	トリクロロ酢酸	0.2	<0.002						
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.002						
30	プロモホルム	0.09	0.002						
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008						
32	亜鉛及びその化合物	1.0	<0.005	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.02						
34	鉄及びその化合物	0.3	<0.03						
35	銅及びその化合物	1.0	<0.01						
36	ナトリウム及びその化合物	200	6.5						
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005						
38	塩化物イオン	200	6.7			1回/月		1回/3月	1回/月
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	54.7						
40	蒸発残留物	500	98	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味	
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02						
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	原因藻類発生時期に月1回以上			原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	カビ臭	
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡	
45	フェノール類	0.005	<0.0005						
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	<0.5	1回/月	省略不可	1回/月	連続計測及び記録がなされていないため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	基礎的性状	
47	pH値	5.8~8.6	7.3						
48	味	異常でない	異常なし						
49	臭気	異常でない	異常なし						
50	色度	5	<1						
51	濁度	2	<0.1						

は水道法の規定により検査を省略できない項目です。

● 上水道事業 柴水源系統における最高値(平成19～21年度)

番号	定期検査項目	基準値 mg./ℓ以下	過去3年の最高値 mg./ℓ以下	検査頻度			設定理由	備考
				基本頻度	最低頻度	実施頻度		
1	一般細菌	100個/ml	0	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代替指標
2	大腸菌	未検出	未検出					
3	カドミウム及びその化合物	0.0003	<0.001	1回/3年	省略不可	1回/3月	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	無機物/重金属
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005					
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001					
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001					
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001					
8	六価クロム化合物	0.05	<0.005					
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001					
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.8					
11	フッ素及びその化合物	0.8	0.06					
12	ホウ素及びその化合物	1.0	0.12	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	一般有機物
13	四塩化炭素	0.002	<0.0002					
14	1,4-ジジオキサン	0.05	<0.005					
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.001	1回/3年	省略不可	1回/3月	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001					
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003					
19	トリクロロエチレン	0.03	<0.001					
20	ベンゼン	0.01	<0.001	1回/3月	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	消毒副生成物
21	塩素酸	0.6	0.08					
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002					
23	クロロホルム	0.06	<0.001					
24	ジクロロ酢酸	0.04	<0.004					
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.001					
26	臭素酸	0.01	<0.001					
27	総トリハロメタン	0.1	0.004					
28	トリクロロ酢酸	0.2	<0.002					
29	ブロモジクロロメタン	0.03	<0.001					
30	プロモホルム	0.09	0.008					
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色
32	亜鉛及びその化合物	1.0	<0.005					
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.02					
34	鉄及びその化合物	0.3	0.18					
35	銅及びその化合物	1.0	0.01					
36	ナトリウム及びその化合物	200	17					
37	マンガン及びその化合物	0.05	0.007					
38	塩化物イオン	200	24.7	1回/月	1回/3月	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	86.5					
40	蒸発残留物	500	160	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02					
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	原因藻類発生時期に月1回以上			原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	カビ臭
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡
45	フェノール類	0.005	<0.0005			1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	臭気
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	<0.5	1回/月	省略不可	1回/月	連続計測及び記録がなされていないため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	基礎的性状
47	pH値	5.8~8.6	7.1					
48	味	異常でない	異常なし					
49	臭気	異常でない	異常なし					
50	色度	5	5					
51	濁度	2	<0.1					

は水道法の規定により検査を省略できない項目です。

● 簡易水道事業全体における最高値(平成19～21年度)に基づく検査頻度の決定

番号	定期検査項目	基準値 mg./ℓ以下	過去3年の最高値 mg./ℓ以下	検査頻度			設定理由	備考
				基本頻度	最低頻度	実施頻度		
1	一般細菌	100個/ml	42	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代替指標
2	大腸菌	未検出	未検出					
3	カドミウム及びその化合物	0.0003	<0.001	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	無機物/重金属
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005					
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001					
6	鉛及びその化合物	0.01	0.006					
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001					
8	六価クロム化合物	0.05	<0.005					
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	0.006					
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	2.3					
11	フッ素及びその化合物	0.8	0.22					
12	ホウ素及びその化合物	1.0	0.28					
13	四塩化炭素	0.002	<0.0002	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	一般有機物
14	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005					
16	オス-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.001					
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001					
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003					
19	トリクロロエチレン	0.03	<0.001					
20	ベンゼン	0.01	<0.001					
21	塩素酸	0.6	0.55					
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002					
23	クロロホルム	0.06	0.039					
24	ジクロロ酢酸	0.04	0.013					
25	ジブromクロロメタン	0.1	0.012					
26	臭素酸	0.01	0.002					
27	総トリハロメタン	0.1	0.052					
28	トリクロロ酢酸	0.2	<0.02					
29	ブromジクロロメタン	0.03	0.011					
30	ブromホルム	0.09	0.006					
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008					
32	亜鉛及びその化合物	1.0	0.36	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	消毒副生成物
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.09					
34	鉄及びその化合物	0.3	0.14					
35	銅及びその化合物	1.0	0.03					
36	ナトリウム及びその化合物	200	16					
37	マンガン及びその化合物	0.05	0.006					
38	塩化物イオン	200	22.8					
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	117	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味
40	蒸発残留物	500	157					
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02					
42	ジェオスミン	0.00001	0.000002	原因藻類発生時期に月1回以上			原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	カビ臭
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	原因藻類発生時期に月1回以上			原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	カビ臭
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡
45	フェノール類	0.005	<0.0005					
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	1.1	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	基礎的性状
47	pH値	5.8～8.6	8.5					
48	味	異常でない	異常なし					
49	臭気	異常でない	異常なし					
50	色度	5	3					
51	濁度	2	1.6					

は水道法の規定により検査を省略できない項目です。

過去3年間の最高値は、簡易水道15施設での最高値です。

● 森山簡易水道事業における最高値(平成19～21年度)

番号	定期検査項目	基準値 mg./ℓ以下	過去3年の最高値 mg./ℓ以下	検査頻度			設定理由	備考					
				基本頻度	最低頻度	実施頻度							
1	一般細菌	100個/ml	0	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代替指標					
2	大腸菌	未検出	未検出										
3	カドミウム及びその化合物	0.0003	<0.001	1回/3年	省略不可	1回/3月	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	無機物/重金属					
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005										
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001										
6	鉛及びその化合物	0.01	0.006										
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001										
8	六価クロム化合物	0.05	<0.005										
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001			1回/3月							
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.57			1回/3月							
11	フッ素及びその化合物	0.8	0.08			1回/3月							
12	ホウ素及びその化合物	1.0	0.08			1回/3年							
13	四塩化炭素	0.002	<0.0002	1回/3年	省略不可	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	一般有機物					
14	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005										
16	オス-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.001										
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001										
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003										
19	トリクロロエチレン	0.03	<0.001										
20	ベンゼン	0.01	<0.001										
21	塩素酸	0.6	0.12										
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002										
23	クロロホルム	0.06	<0.001										
24	ジクロロ酢酸	0.04	<0.004	1回/3月	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	消毒副生成物					
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.004										
26	臭素酸	0.01	<0.001										
27	総トリハロメタン	0.1	0.008										
28	トリクロロ酢酸	0.2	<0.02										
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.002										
30	ブromoホルム	0.09	0.002										
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008										
32	亜鉛及びその化合物	1.0	<0.005						1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.02										
34	鉄及びその化合物	0.3	<0.03										
35	銅及びその化合物	1.0	0.01										
36	ナトリウム及びその化合物	200	9.0										
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005										
38	塩化物イオン	200	7.0	1回/月	1回/3月	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味					
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	56.1	1回/3月	1回/3年	1回/3月							
40	蒸発残留物	500	104	1回/3月	1回/3年	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡					
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02										
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	原因藻類発生時期に月1回以上			原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	カビ臭					
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	原因藻類発生時期に月1回以上			原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	カビ臭					
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡					
45	フェノール類	0.005	<0.0005			1回/3年							
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	<0.5	1回/月	省略不可	1回/月	連続計測及び記録がなされていないため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	基礎的性状					
47	pH値	5.8～8.6	7.6										
48	味	異常でない	異常なし										
49	臭気	異常でない	異常なし										
50	色度	5	<1										
51	濁度	2	<0.1										

は水道法の規定により検査を省略できない項目です。

● 有久保簡易水道事業における最高値(平成19～21年度)

番号	定期検査項目	基準値		検査頻度			設定理由	備考
		mg./ℓ以下	過去3年の最高値 mg./ℓ以下	基本頻度	最低頻度	実施頻度		
1	一般細菌	100個/ml	3	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代替指標
2	大腸菌	未検出	未検出					
3	カドミウム及びその化合物	0.0003	<0.001	1回/3月	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	無機物/重金属
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005					
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001					
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001					
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001					
8	六価クロム化合物	0.05	<0.005					
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001					
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.37					
11	フッ素及びその化合物	0.8	<0.05					
12	ホウ素及びその化合物	1.0	0.17					
13	四塩化炭素	0.002	<0.0002	1回/3月	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	一般有機物
14	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005					
16	オス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.002					
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001					
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003					
19	トリクロロエチレン	0.03	<0.001					
20	ベンゼン	0.01	<0.001					
21	塩素酸	0.6	0.1					
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002					
23	クロロホルム	0.06	<0.001					
24	ジクロロ酢酸	0.04	<0.004	1回/3月	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	消毒副生成物
25	ジブromクロロメタン	0.1	0.006					
26	臭素酸	0.01	<0.001					
27	総トリハロメタン	0.1	0.012					
28	トリクロロ酢酸	0.2	<0.02					
29	ブromジクロロメタン	0.03	0.001					
30	ブromホルム	0.09	0.005					
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008					
32	亜鉛及びその化合物	1.0	<0.005					
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.03					
34	鉄及びその化合物	0.3	0.04					
35	銅及びその化合物	1.0	<0.01					
36	ナトリウム及びその化合物	200	4.5	1回/3年	省略不可	1回/3年	水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	味
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005					
38	塩化物イオン	200	5.8	1回/月	1回/3月	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	56.7					
40	蒸発残留物	500	89	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02					
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	原因藻類発生時期に月1回以上			原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	カビ臭
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001					
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡
45	フェノール類	0.005	<0.0005					
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	<0.5	1回/月	省略不可	1回/月	連続計測及び記録がなされていないため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	基礎的性状
47	pH値	5.8～8.6	8.0					
48	味	異常でない	異常なし					
49	臭気	異常でない	異常なし					
50	色度	5	2					
51	濁度	2	1.2					

は水道法の規定により検査を省略できない項目です。

● 上須戒簡易水道事業における最高値(平成19～21年度)

番号	定期検査項目	基準値 mg./ℓ以下	過去3年の最高値 mg./ℓ以下	検査頻度			設定理由	備考
				基本頻度	最低頻度	実施頻度		
1	一般細菌	100個/ml	4	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代替指標
2	大腸菌	未検出	未検出					
3	カドミウム及びその化合物	0.0003	<0.001	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	無機物/重金属
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005					
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001					
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001					
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001					
8	六価クロム化合物	0.05	<0.005					
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001					
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.82					
11	フッ素及びその化合物	0.8	0.08					
12	ホウ素及びその化合物	1.0	0.02					
13	四塩化炭素	0.002	<0.0002	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	一般有機物
14	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005					
16	オス-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.002					
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001					
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003					
19	トリクロロエチレン	0.03	<0.001					
20	ベンゼン	0.01	<0.001	1回/3月	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	消毒副生成物
21	塩素酸	0.6	0.11					
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002					
23	クロロホルム	0.06	0.024					
24	ジクロロ酢酸	0.04	0.006					
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.009					
26	臭素酸	0.01	<0.001					
27	総トリハロメタン	0.1	0.035					
28	トリクロロ酢酸	0.2	<0.02					
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.011					
30	ブromoホルム	0.09	0.002					
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色
32	亜鉛及びその化合物	1.0	<0.005					
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.02					
34	鉄及びその化合物	0.3	<0.03					
35	銅及びその化合物	1.0	<0.01					
36	ナトリウム及びその化合物	200	7.3	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005					
38	塩化物イオン	200	8.2					
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	69	1回/3月	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味
40	蒸発残留物	500	108					
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	1回/3月	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001					
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	原因藻類発生時期に月1回以上			原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	カビ臭
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	1回/3月	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡
45	フェノール類	0.005	<0.0005					
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.8	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	基礎的性状
47	pH値	5.8～8.6	7.9					
48	味	異常でない	異常なし					
49	臭気	異常でない	異常なし					
50	色度	5	2					
51	濁度	2	0.7					

は水道法の規定により検査を省略できない項目です。

● 恋木簡易水道事業における最高値(平成19～21年度)

番号	定期検査項目	基準値		検査頻度			設定理由	備考
		mg./ℓ以下	過去3年の最高値 mg./ℓ以下	基本頻度	最低頻度	実施頻度		
1	一般細菌	100個/ml	0	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代替指標
2	大腸菌	未検出	未検出					
3	カドミウム及びその化合物	0.0003	<0.001	1回/3月	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	無機物/重金属
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005					
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001					
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001					
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001					
8	六価クロム化合物	0.05	<0.005					
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	0.006					
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.5					
11	フツ素及びその化合物	0.8	0.05					
12	ホウ素及びその化合物	1.0	0.07					
13	四塩化炭素	0.002	<0.0002	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	一般有機物
14	1,4-ジオキサソ	0.05	<0.005					
16	2,4,6-トリクロロ安息香酸及びその塩	0.04	<0.002					
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001	1回/3月	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	消毒副生成物
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003					
19	トリクロロエチレン	0.03	<0.001					
20	ベンゼン	0.01	<0.001					
21	塩素酸	0.6	0.1					
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002					
23	クロロホルム	0.06	0.014					
24	ジクロロ酢酸	0.04	0.005					
25	ジブromクロロメタン	0.1	0.005					
26	臭素酸	0.01	<0.001					
27	総トリハロメタン	0.1	0.02	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色
32	亜鉛及びその化合物	1.0	0.012					
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.02					
34	鉄及びその化合物	0.3	<0.03	1回/3年	省略不可	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味
35	銅及びその化合物	1.0	0.01					
36	ナトリウム及びその化合物	200	6.6	1回/3年	省略不可	1回/年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005					
38	塩化物イオン	200	7.2	1回/月	1回/3月	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	74					
40	蒸発残留物	500	115	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02					
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	原因藻類発生時期に月1回以上			原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	カビ臭
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001					
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡
45	フェノール類	0.005	<0.0005					
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.7	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	基礎的性状
47	pH値	5.8～8.6	7.5					
48	味	異常でない	異常なし					
49	臭気	異常でない	異常なし					
50	色度	5	1					
51	濁度	2	0.7					

は水道法の規定により検査を省略できない項目です。

● 保子野簡易水道事業における最高値(平成19～21年度)

番号	定期検査項目	基準値 mg./ℓ以下	過去3年の最高値 mg./ℓ以下	検査頻度			設定理由	備考
				基本頻度	最低頻度	実施頻度		
1	一般細菌	100個/ml	1	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代替指標
2	大腸菌	未検出	未検出					
3	カドミウム及びその化合物	0.0003	<0.001	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	無機物/重金属
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005					
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001					
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001					
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001					
8	六価クロム化合物	0.05	<0.005					
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001					
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.67					
11	フッ素及びその化合物	0.8	0.07					
12	ホウ素及びその化合物	1.0	<0.02					
13	四塩化炭素	0.002	<0.0002	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	一般有機物
14	1,4-ジジオキサン	0.05	<0.005					
16	オス-1,2-ジクロロエチレン及び(トランス-1,2-ジクロロエチレン)	0.04	<0.002					
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001					
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003					
19	トリクロロエチレン	0.03	<0.001					
20	ベンゼン	0.01	<0.001	1回/3月	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	消毒副生成物
21	塩素酸	0.6	0.55					
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002					
23	クロロホルム	0.06	0.034					
24	ジクロロ酢酸	0.04	0.013					
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.001					
26	臭素酸	0.01	<0.001					
27	総トリハロメタン	0.1	0.043					
28	トリクロロ酢酸	0.2	<0.02					
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.008					
30	ブromoホルム	0.09	<0.001					
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色
32	亜鉛及びその化合物	1.0	<0.005					
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.02					
34	鉄及びその化合物	0.3	<0.03					
35	銅及びその化合物	1.0	<0.01					
36	ナトリウム及びその化合物	200	7.1					
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005					
38	塩化物イオン	200	8.1	1回/月	1回/3月	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	32.4	1回/3月	1回/3年	1回/3月		
40	蒸発残留物	500	71				1回/3年	1回/3月
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02					
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	原因藻類発生時期に月1回以上			原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	カビ臭
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	原因藻類発生時期に月1回以上			原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	カビ臭
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡
45	フェノール類	0.005	<0.0005					
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	1.0	1回/月	省略不可	1回/月	連続計測及び記録がなされていないため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	基礎的性状
47	pH値	5.8～8.6	7.6					
48	味	異常でない	異常なし					
49	臭気	異常でない	異常なし					
50	色度	5	3					
51	濁度	2	0.8					

は水道法の規定により検査を省略できない項目です。

● 田処簡易水道事業における最高値(平成19～21年度)

番号	定期検査項目	基準値 mg./ℓ以下	過去3年の最高値 mg./ℓ以下	検査頻度			設定理由	備考
				基本頻度	最低頻度	実施頻度		
1	一般細菌	100個/ml	31	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代替指標
2	大腸菌	未検出	未検出					
3	カドミウム及びその化合物	0.0003	<0.001	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	無機物/重金属
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.0005					
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001					
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001					
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001					
8	六価クロム化合物	0.05	<0.005					
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001					
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.84					
11	フッ素及びその化合物	0.8	<0.05					
12	ホウ素及びその化合物	1.0	0.1					
13	四塩化炭素	0.002	<0.0002	1回/3年	省略不可	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	一般有機物
14	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005					
16	1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.002					
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001	1回/3月	省略不可	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	消毒副生成物
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003					
19	トリクロロエチレン	0.03	<0.001					
20	ベンゼン	0.01	<0.001					
21	塩素酸	0.6	0.15					
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002					
23	クロロホルム	0.06	0.013					
24	ジクロロ酢酸	0.04	0.004					
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.004					
26	臭素酸	0.01	<0.001					
27	総トリハロメタン	0.1	0.024	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色
28	トリクロロ酢酸	0.2	<0.02					
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.008					
30	ブロモホルム	0.09	<0.001					
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味
32	亜鉛及びその化合物	1.0	<0.005					
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.02					
34	鉄及びその化合物	0.3	<0.03	1回/3年	省略不可	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色
35	銅及びその化合物	1.0	<0.01					
36	ナトリウム及びその化合物	200	4.8	1回/3月	省略不可	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005					
38	塩化物イオン	200	6.3	1回/月	1回/3月	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	52.6					
40	蒸発残留物	500	90	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02					
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	原因藻類発生時期に月1回以上			原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	カビ臭
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001					
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	臭気
45	フェノール類	0.005	<0.0005					
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.7	1回/月	省略不可	1回/月	連続計測及び記録がなされていないため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	基礎的性状
47	pH値	5.8～8.6	8.0					
48	味	異常でない	異常なし					
49	臭気	異常でない	異常なし					
50	色度	5	<1					
51	濁度	2	<0.1					

は水道法の規定により検査を省略できない項目です。

● 蔵川簡易水道事業における最高値(平成19～21年度)

番号	定期検査項目	基準値 mg./ℓ以下	過去3年の最高値 mg./ℓ以下	検査頻度			設定理由	備考
				基本頻度	最低頻度	実施頻度		
1	一般細菌	100個/ml	0	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代替指標
2	大腸菌	未検出	未検出					
3	カドミウム及びその化合物	0.0003	<0.001	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	無機物/重金属
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005					
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001					
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001					
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001					
8	六価クロム化合物	0.05	<0.005					
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001					
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.27					
11	フッ素及びその化合物	0.8	<0.05					
12	ホウ素及びその化合物	1.0	<0.02					
13	四塩化炭素	0.002	<0.0002	1回/3年	省略不可	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	一般有機物
14	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005					
16	オス-1,2-ジクロロエチレン及び(トランス-1,2-ジクロロエチレン)	0.04	<0.002					
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001					
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003					
19	トリクロロエチレン	0.03	<0.001					
20	ベンゼン	0.01	<0.001	1回/3月	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	消毒副生成物
21	塩素酸	0.6	0.11					
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002					
23	クロロホルム	0.06	0.009					
24	ジクロロ酢酸	0.04	<0.004					
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.005					
26	臭素酸	0.01	<0.001					
27	総トリハロメタン	0.1	0.021					
28	トリクロロ酢酸	0.2	<0.02					
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.007					
30	ブromoホルム	0.09	<0.001					
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色
32	亜鉛及びその化合物	1.0	0.043					
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.03					
34	鉄及びその化合物	0.3	0.04					
35	銅及びその化合物	1.0	<0.01					
36	ナトリウム及びその化合物	200	5.5	1回/3年	省略不可	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005					
38	塩化物イオン	200	5.5					
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	16.6	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味
40	蒸発残留物	500	63					
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	1回/3月	1回/3年	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001					
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	原因藻類発生時期に月1回以上			原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	カビ臭
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡
45	フェノール類	0.005	<0.0005					
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	<0.5	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	基礎的性状
47	pH値	5.8～8.6	7.4					
48	味	異常でない	異常なし					
49	臭気	異常でない	異常なし					
50	色度	5	<1					
51	濁度	2	<0.1					

は水道法の規定により検査を省略できない項目です。

● 豊茂簡易水道事業における最高値(平成19～21年度)

番号	定期検査項目	基準値 mg./ℓ以下	過去3年の最高値 mg./ℓ以下	検査頻度			設定理由	備考
				基本頻度	最低頻度	実施頻度		
1	一般細菌	100個/ml	7	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代替指標
2	大腸菌	未検出	未検出					
3	カドミウム及びその化合物	0.0003	<0.001	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	無機物/重金属
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005					
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001					
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001					
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001					
8	六価クロム化合物	0.05	<0.005					
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001					
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.9					
11	フッ素及びその化合物	0.8	<0.05					
12	ホウ素及びその化合物	1.0	<0.02					
13	四塩化炭素	0.002	<0.0002	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	一般有機物
14	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005					
16	オス-1,2-ジクロロエチレン及び(トランス-1,2-ジクロロエチレン)	0.04	<0.002					
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001					
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003					
19	トリクロロエチレン	0.03	<0.001					
20	ベンゼン	0.01	<0.001	1回/3月	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	消毒副生成物
21	塩素酸	0.6	<0.06					
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002					
23	クロロホルム	0.06	0.003					
24	ジクロロ酢酸	0.04	<0.004					
25	ジブromクロロメタン	0.1	0.012					
26	臭素酸	0.01	<0.001					
27	総トリハロメタン	0.1	0.023					
28	トリクロロ酢酸	0.2	<0.02					
29	ブromジクロロメタン	0.03	0.006					
30	ブromホルム	0.09	0.006					
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色
32	亜鉛及びその化合物	1.0	<0.005					
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.02					
34	鉄及びその化合物	0.3	<0.03					
35	銅及びその化合物	1.0	<0.01					
36	ナトリウム及びその化合物	200	5.6					
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味
38	塩化物イオン	200	7.4					
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	48.1	1回/3月	省略不可	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味
40	蒸発残留物	500	90					
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	1回/3月	省略不可	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001					
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	原因藻類発生時期に月1回以上			原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	カビ臭
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	1回/3月	省略不可	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡
45	フェノール類	0.005	<0.0005					
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	<0.5	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	基礎的性状
47	pH値	5.8～8.6	7.8					
48	味	異常でない	異常なし					
49	臭気	異常でない	異常なし					
50	色度	5	<1					
51	濁度	2	<0.1					

は水道法の規定により検査を省略できない項目です。

● 今坊浜簡易水道事業における最高値(平成19～21年度)

番号	定期検査項目	基準値 mg./ℓ以下	過去3年の最高値 mg./ℓ以下	検査頻度			設定理由	備考					
				基本頻度	最低頻度	実施頻度							
1	一般細菌	100個/ml	42	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代替指標					
2	大腸菌	未検出	未検出										
3	カドミウム及びその化合物	0.0003	<0.001	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	無機物/重金属					
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005										
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001										
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001										
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001										
8	六価クロム化合物	0.05	<0.005										
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001										
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	2.3										
11	フッ素及びその化合物	0.8	0.06										
12	ホウ素及びその化合物	1.0	0.11										
13	四塩化炭素	0.002	<0.0002	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	一般有機物					
14	1,4-ジオキサソ	0.05	<0.005										
16	オス-1,2-ジクロロエチレン及び(トランス-1,2-ジクロロエチレン)	0.04	<0.002										
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001										
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003										
19	トリクロロエチレン	0.03	<0.001										
20	ベンゼン	0.01	<0.001										
21	塩素酸	0.6	0.1										
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002										
23	クロロホルム	0.06	0.006										
24	ジクロロ酢酸	0.04	<0.004	1回/3月	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	消毒副生成物					
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.01										
26	臭素酸	0.01	<0.001										
27	総トリハロメタン	0.1	0.022										
28	トリクロロ酢酸	0.2	<0.02										
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.007										
30	ブロモホルム	0.09	0.004										
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008										
32	亜鉛及びその化合物	1.0	<0.005						1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.02										
34	鉄及びその化合物	0.3	<0.03										
35	銅及びその化合物	1.0	<0.01										
36	ナトリウム及びその化合物	200	8.2										
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005										
38	塩化物イオン	200	22.8	1回/月	1回/3月	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味					
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	87.5	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味					
40	蒸発残留物	500	157										
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡					
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001										
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	原因藻類発生時期に月1回以上			原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	カビ臭					
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡					
45	フェノール類	0.005	<0.0005										
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.7	1回/月	省略不可	1回/月	連続計測及び記録がなされていないため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	基礎的性状					
47	pH値	5.8～8.6	8.5										
48	味	異常でない	異常なし										
49	臭気	異常でない	異常なし										
50	色度	5	1										
51	濁度	2	0.2										

は水道法の規定により検査を省略できない項目です。

● 中央簡易水道事業における最高値(平成19～21年度)

番号	定期検査項目	基準値 mg./ℓ以下	過去3年の最高値 mg./ℓ以下	検査頻度			設定理由	備考
				基本頻度	最低頻度	実施頻度		
1	一般細菌	100個/ml	23	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代替指標
2	大腸菌	未検出	未検出					
3	カドミウム及びその化合物	0.0003	<0.001	1回/3年	省略不可	1回/3月	過去のデータから検出されたことが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	無機物/重金属
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005					
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001					
6	鉛及びその化合物	0.01	0.006					
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001					
8	六価クロム化合物	0.05	<0.005					
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001					
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.1					
11	フッ素及びその化合物	0.8	0.22					
12	ホウ素及びその化合物	1.0	0.14					
13	四塩化炭素	0.002	<0.0002	1回/3年	省略不可	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	一般有機物
14	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005					
16	トリス(1,2-ジクロロエチル)メタン及びトリス(1,2-ジクロロエチル)アミン	0.04	<0.002					
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001					
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003					
19	トリクロロエチレン	0.03	<0.001					
20	ベンゼン	0.01	<0.001					
21	塩素酸	0.6	0.19					
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002					
23	クロロホルム	0.06	0.007					
24	ジクロロ酢酸	0.04	0.009					
25	ジブromクロロメタン	0.1	0.004					
26	臭素酸	0.01	<0.001	1回/3月	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	消毒副生成物
27	総トリハロメタン	0.1	0.016					
28	トリクロロ酢酸	0.2	<0.02					
29	ブromジクロロメタン	0.03	0.005					
30	ブromホルム	0.09	0.01					
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008					
32	亜鉛及びその化合物	1.0	0.36					
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.09					
34	鉄及びその化合物	0.3	0.14					
35	銅及びその化合物	1.0	0.03					
36	ナトリウム及びその化合物	200	16	1回/3年	省略不可	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005					
38	塩化物イオン	200	5.9					
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	101	1回/3月	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味
40	蒸発残留物	500	145					
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02					
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	原因藻類発生時期に月1回以上			原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	カビ臭
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	1回/3月	省略不可	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005					
45	フェノール類	0.005	<0.0005	1回/3月	省略不可	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	臭気
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	<0.5					
47	pH値	5.8～8.6	7.8	1回/月	省略不可	1回/月	連続計測及び記録がなされていないため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	基礎的性状
48	味	異常でない	異常なし					
49	臭気	異常でない	異常なし					
50	色度	5	2					
51	濁度	2	1.1					

は水道法の規定により検査を省略できない項目です。

● 名荷谷簡易水道事業における最高値(平成19～21年度)

番号	定期検査項目	基準値 mg./ℓ以下	過去3年の最高値 mg./ℓ以下	検査頻度			設定理由	備考
				基本頻度	最低頻度	実施頻度		
1	一般細菌	100個/ml	5	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代替指標
2	大腸菌	未検出	未検出					
3	カドミウム及びその化合物	0.0003	<0.001	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	無機物/重金属
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005					
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001					
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001					
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001					
8	六価クロム化合物	0.05	<0.005					
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001					
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.88					
11	フッ素及びその化合物	0.8	0.15					
12	ホウ素及びその化合物	1.0	0.28					
13	四塩化炭素	0.002	<0.0002	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	一般有機物
14	1,4-ジジオキサン	0.05	<0.005					
16	オス-1,2-ジクロロエチレン及び(トランス-1,2-ジクロロエチレン)	0.04	<0.002					
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001					
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003					
19	トリクロロエチレン	0.03	<0.001					
20	ベンゼン	0.01	<0.001	1回/3月	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	消毒副生成物
21	塩素酸	0.6	0.41					
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002					
23	クロロホルム	0.06	0.002					
24	ジクロロ酢酸	0.04	<0.004					
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.005					
26	臭素酸	0.01	0.001					
27	総トリハロメタン	0.1	0.012					
28	トリクロロ酢酸	0.2	<0.02					
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.003					
30	ブromoホルム	0.09	0.002					
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色
32	亜鉛及びその化合物	1.0	<0.005					
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.02					
34	鉄及びその化合物	0.3	<0.03					
35	銅及びその化合物	1.0	<0.01					
36	ナトリウム及びその化合物	200	9.9					
37	マンガン及びその化合物	0.05	0.006					
38	塩化物イオン	200	7.3	1回/月	1回/3月	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	117	1回/3月	1回/3年	1回/3月		
40	蒸発残留物	500	97				1回/3年	省略不可
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02					
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	原因藻類発生時期に月1回以上			原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	カビ臭
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	原因藻類発生時期に月1回以上			原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	カビ臭
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡
45	フェノール類	0.005	<0.0005					
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	<0.5	1回/月	省略不可	1回/月	連続計測及び記録がなされていないため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	基礎的性状
47	pH値	5.8～8.6	7.4					
48	味	異常でない	異常なし					
49	臭気	異常でない	異常なし					
50	色度	5	2					
51	濁度	2	1.6					

は水道法の規定により検査を省略できない項目です。

● 大谷簡易水道事業における最高値(平成19～21年度)

番号	定期検査項目	基準値 mg./ℓ以下	過去3年の最高値 mg./ℓ以下	検査頻度			設定理由	備考
				基本頻度	最低頻度	実施頻度		
1	一般細菌	100個/ml	39	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代替指標
2	大腸菌	未検出	未検出					
3	カドミウム及びその化合物	0.0003	<0.001	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	無機物/重金属
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005					
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001					
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001					
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001					
8	六価クロム化合物	0.05	<0.005					
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001					
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.75					
11	フッ素及びその化合物	0.8	<0.05					
12	ホウ素及びその化合物	1.0	<0.02					
13	四塩化炭素	0.002	<0.0002	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	一般有機物
14	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005					
16	オス-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.002					
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001					
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003					
19	トリクロロエチレン	0.03	<0.001					
20	ベンゼン	0.01	<0.001					
21	塩素酸	0.6	<0.06					
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002					
23	クロロホルム	0.06	<0.001					
24	ジクロロ酢酸	0.04	<0.004	1回/3月	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	消毒副生成物
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.003					
26	臭素酸	0.01	<0.001					
27	総トリハロメタン	0.1	0.006					
28	トリクロロ酢酸	0.2	<0.02					
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.001					
30	ブromoホルム	0.09	0.002					
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008					
32	亜鉛及びその化合物	1.0	<0.005					
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.02					
34	鉄及びその化合物	0.3	<0.03					
35	銅及びその化合物	1.0	<0.01					
36	ナトリウム及びその化合物	200	5.4					
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005					
38	塩化物イオン	200	4.1	1回/月	1回/3月	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	107	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味
40	蒸発残留物	500	149					
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001					
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	原因藻類発生時期に月1回以上			原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	カビ臭
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡
45	フェノール類	0.005	<0.0005					
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	<0.5	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	基礎的性状
47	pH値	5.8～8.6	8.2					
48	味	異常でない	異常なし					
49	臭気	異常でない	異常なし					
50	色度	5	<1					
51	濁度	2	0.1					

は水道法の規定により検査を省略できない項目です。

● 植松簡易水道事業における最高値(平成19～21年度)

番号	定期検査項目	基準値 mg./ℓ以下	過去3年の最高値 mg./ℓ以下	検査頻度			設定理由	備考
				基本頻度	最低頻度	実施頻度		
1	一般細菌	100個/ml	35	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代替指標
2	大腸菌	未検出	未検出					
3	カドミウム及びその化合物	0.0003	<0.001	1回/3年	省略不可	1回/3月	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	無機物/重金属
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005					
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001					
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001					
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001					
8	六価クロム化合物	0.05	<0.005					
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001					
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.56					
11	フッ素及びその化合物	0.8	0.06					
12	ホウ素及びその化合物	1.0	<0.02					
13	四塩化炭素	0.002	<0.0002	1回/3年	省略不可	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	一般有機物
14	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005					
16	オス-1,2-ジクロロエチレン及び(トランス-1,2-ジクロロエチレン)	0.04	<0.002					
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001					
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003					
19	トリクロロエチレン	0.03	<0.001					
20	ベンゼン	0.01	<0.001	1回/3月	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	消毒副生成物
21	塩素酸	0.6	<0.06					
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002					
23	クロロホルム	0.06	0.014					
24	ジクロロ酢酸	0.04	<0.004					
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.004					
26	臭素酸	0.01	<0.001					
27	総トリハロメタン	0.1	0.018					
28	トリクロロ酢酸	0.2	<0.02					
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.006					
30	ブromoホルム	0.09	<0.001					
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008	1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色
32	亜鉛及びその化合物	1.0	0.16					
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.02					
34	鉄及びその化合物	0.3	<0.03					
35	銅及びその化合物	1.0	0.01					
36	ナトリウム及びその化合物	200	4.9	1回/3年	省略不可	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005					
38	塩化物イオン	200	4.3					
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	63.4	1回/3月	省略不可	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味
40	蒸発残留物	500	96					
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	1回/3月	省略不可	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001					
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	原因藻類発生時期に月1回以上			原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	カビ臭
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	1回/3月	省略不可	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡
45	フェノール類	0.005	<0.0005					
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.7	1回/月	省略不可	1回/月	連続計測及び記録がなされていないため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	基礎的性状
47	pH値	5.8～8.6	7.8					
48	味	異常でない	異常なし					
49	臭気	異常でない	異常なし					
50	色度	5	1					
51	濁度	2	<0.1					

は水道法の規定により検査を省略できない項目です。

● 名場連簡易水道事業における最高値(平成19～21年度)

番号	定期検査項目	基準値 mg./ℓ以下	過去3年の最高値 mg./ℓ以下	検査頻度			設 定 理 由	備 考		
				基本頻度	最低頻度	実施頻度				
1	一般細菌	100個/ml	3	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代替指標		
2	大腸菌	未検出	未検出							
3	カドミウム及びその化合物	0.0003	<0.001	1回/3月	省略不可	1回/3月	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	無機物/重金属		
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005							
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001							
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001							
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001							
8	六価クロム化合物	0.05	<0.005							
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001			省略不可			1回/3月	
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.45			1回/3月			1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。
11	フツ素及びその化合物	0.8	0.08							
12	ホウ素及びその化合物	1.0	<0.02			1回/3月			1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。
13	四塩化炭素	0.002	<0.0002							
14	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	1回/3月	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	消毒副生成物		
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.002							
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001							
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003							
19	トリクロロエチレン	0.03	<0.001							
20	ベンゼン	0.01	<0.001							
21	塩素酸	0.6	0.07							
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002							
23	クロロホルム	0.06	0.03							
24	ジクロロ酢酸	0.04	0.006							
25	ジブromクロロメタン	0.1	0.001	1回/3月	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色		
26	臭素酸	0.01	0.002							
27	総トリハロメタン	0.1	0.039							
28	トリクロロ酢酸	0.2	<0.02							
29	ブromジクロロメタン	0.03	0.008							
30	ブromホルム	0.09	<0.001							
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008							
32	亜鉛及びその化合物	1.0	0.011							
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.02							
34	鉄及びその化合物	0.3	<0.03						1回/3年	1回/3年
35	銅及びその化合物	1.0	<0.01	1回/3年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。					
36	ナトリウム及びその化合物	200	6.1	1回/年	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。					
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005	1回/月	1回/3月	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味		
38	塩化物イオン	200	4.7							
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	41.8	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡		
40	蒸発残留物	500	76							
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02							
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	原因藻類発生時期に月1回以上			原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	カビ臭		
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	臭気		
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005							
45	フェノール類	0.005	<0.0005	1回/月	省略不可	1回/月	連続計測及び記録がなされていないため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	基礎的性状		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	1							
47	pH値	5.8～8.6	7.7	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	味		
48	味	異常でない	異常なし							
49	臭気	異常でない	異常なし							
50	色度	5	2							
51	濁度	2	0.2							

は水道法の規定により検査を省略できない項目です。

● 神納簡易水道事業における最高値(平成19～21年度)

番号	定期検査項目	基準値 mg./ℓ以下	過去3年の最高値 mg./ℓ以下	検査頻度			設定理由	備考					
				基本頻度	最低頻度	実施頻度							
1	一般細菌	100個/ml	19	1回/月	省略不可	1回/月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	病原生物の代替指標					
2	大腸菌	未検出	未検出										
3	カドミウム及びその化合物	0.0003	<0.001	1回/3年	省略不可	1回/3月	過去のデータから検出されることが無く、水源に汚染源がないため、3年に1回の頻度とする。	無機物/重金属					
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005										
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001										
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001										
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001										
8	六価クロム化合物	0.05	<0.005										
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001			1回/3月							
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.25			1回/3月							
11	フッ素及びその化合物	0.8	0.08			1回/3年							
12	ホウ素及びその化合物	1.0	<0.02			1回/3年							
13	四塩化炭素	0.002	<0.0002	1回/3月	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	一般有機物					
14	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005										
16	オス-1,2-ジクロロエチレン及び(トランス-1,2-ジクロロエチレン)	0.04	<0.002										
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001										
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0003										
19	トリクロロエチレン	0.03	<0.001										
20	ベンゼン	0.01	<0.001										
21	塩素酸	0.6	0.08										
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002										
23	クロロホルム	0.06	0.039										
24	ジクロロ酢酸	0.04	0.005	1回/3月	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	消毒副生成物					
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.002										
26	臭素酸	0.01	<0.001										
27	総トリハロメタン	0.1	0.052										
28	トリクロロ酢酸	0.2	<0.02										
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.011										
30	ブromoホルム	0.09	<0.001										
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008										
32	亜鉛及びその化合物	1.0	0.02						1回/3年	省略不可	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	着色
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.02										
34	鉄及びその化合物	0.3	<0.03										
35	銅及びその化合物	1.0	<0.01										
36	ナトリウム及びその化合物	200	6.1										
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005										
38	塩化物イオン	200	4.3	1回/3年									
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	46.6	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	味					
40	蒸発残留物	500	78										
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02										
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	原因藻類発生時期に月1回以上			原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	カビ臭					
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	原因藻類発生時期に月1回以上			原因藻類の発生時期に合わせて、1年に1回以上の頻度とする。	カビ臭					
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	1回/3月	1回/3年	1回/3月	水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。	発泡					
45	フェノール類	0.005	<0.0005			1回/3年							
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	1.1	1回/月	省略不可	1回/月	連続計測及び記録がなされていないため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査します。(計測・記録がなされていれば1回/3月まで省略可)	基礎的性状					
47	pH値	5.8～8.6	7.7										
48	味	異常でない	異常なし										
49	臭気	異常でない	異常なし										
50	色度	5	2										
51	濁度	2	0.1										

は水道法の規定により検査を省略できない項目です。

● 水質管理目標設定項目検査(上水道本村水源地、27項目中5項目は基準項目で実施)

番号	定期検査項目	目標値 (mg/ℓ以下)	検査頻度	備考
1	アンチモン及びその化合物	0.015	2回/年	
2	ウラン及びその化合物	0.002	2回/年	
3	ニッケル及びその化合物	0.01	2回/年	
4	亜硝酸態窒素	0.05	2回/年	
5	1,2-ジクロロエタン	0.004	2回/年	
8	トルエン	0.2	2回/年	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1	2回/年	
10	亜塩素酸	0.6	省略	浄水処理に二酸化塩素を使用していないため省略
12	二酸化塩素	0.6		
13	ジクロロアセトニトリル	0.01	2回/年	
14	泡水クロラール	0.03	2回/年	
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として1	2回/年	
16	残留塩素	1	1回/月	基準項目検査で実施するため省略
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/ℓ以上100mg/ℓ以下	1回/3月	
18	マンガン及びその化合物	0.01	2回/年	
19	遊離炭酸	20	2回/年	
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	2回/年	
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02	2回/年	
22	有機物(過マンガン酸カリウム消費量)	3	2回/年	
23	臭気強度	3	2回/年	
24	蒸発残留物	30mg/ℓ以上200mg/ℓ以下	1回/3月	基準項目検査で実施するため省略
25	濁度	1度	1回/月	
26	pH値	7.5程度		
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上極力0に近づける	2回/年	
28	従属栄養細菌	2000集落	2回/年	
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1	2回/年	
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して0.1	2回/年	

農薬については、対象農薬102物質の内、検査地域の農薬の使用状況に応じ検査項目を選定します。農薬の散布時期に合わせて検査する予定です。

5. 水質検査の方法

水質検査は「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年厚労省国土261号、平成19年改正厚労省告示386号)を遵守し、すべての項目について厚生労働大臣の登録した外部機関に委託して行います。

委託機関名 (財)愛媛県総合保健協会
〒790-0814 松山市味酒町1丁目10番地5
電話 089-987-8206

6. 臨時の水質検査

(1)臨時の水質検査を行う場合

水質異常等により、基準に適合しないおそれがある場合は、直ちに必要な措置を取るとともに、速やかに水質検査を行ない、異常内容と範囲を把握して問題の解決を図ります。また、原因不明など必要な場合は保存用試料を採取し原因解明や証拠物件として必要がなくなるまで適切に保管します。

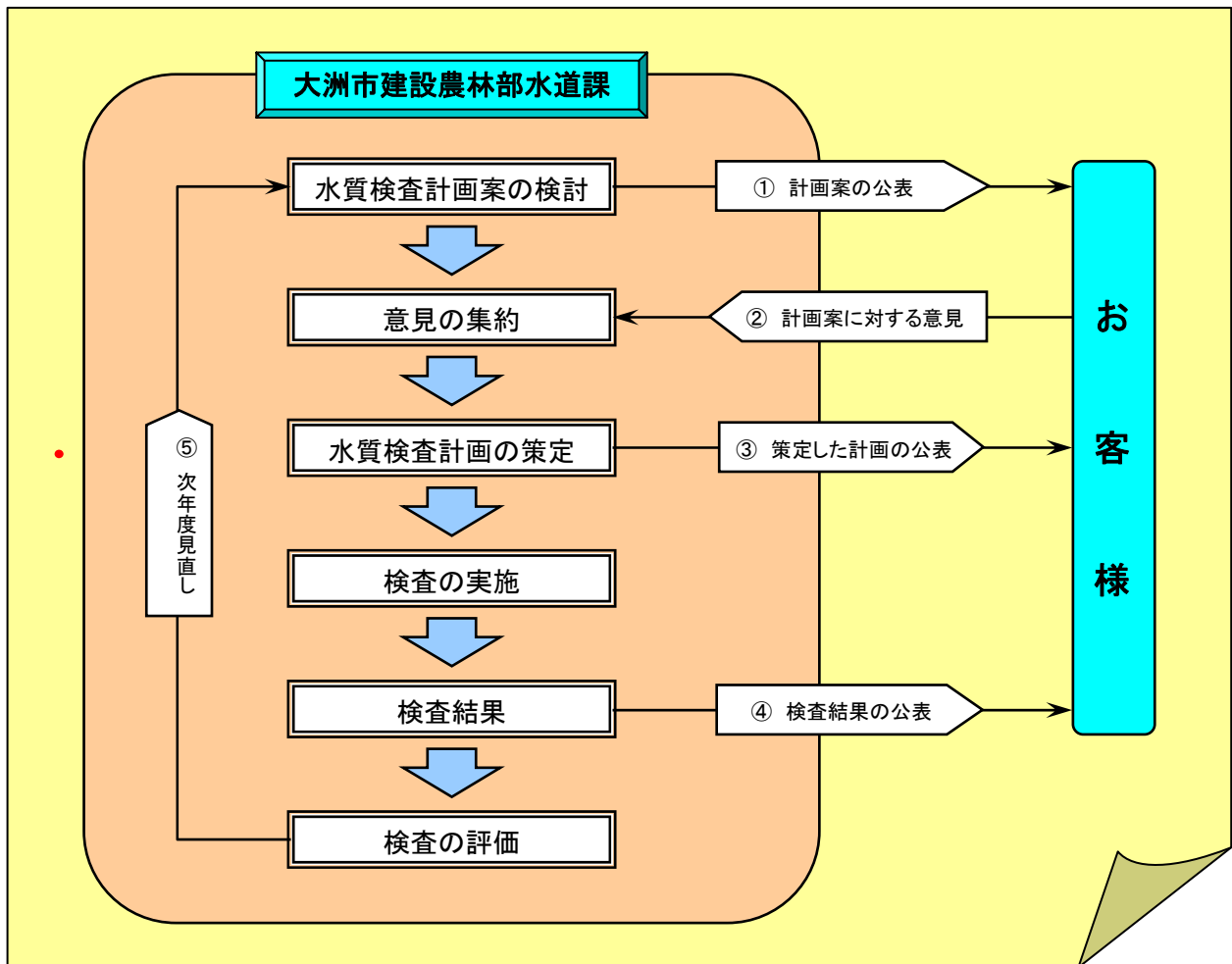
- ① 水源水質の著しい悪化や水源に異常があった場合
- ② 水源付近及び給水区域等において消化器系感染症が流行している場合
- ③ 浄水処理過程で異常があった場合
- ④ 配水管などの大規模工事や水道施設が著しく汚染されたおそれがある場合
- ⑤ その他特に必要があると認められる場合

(2) 検査項目

水質基準項目及び汚染物質について行います。

7. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は年度ごとに作成してホームページ等で事前に公表します。また、水質検査結果は翌年度にとりまとめてホームページ等で公表するとともに、水質検査計画に反映させます。公表結果につきましては、郵便、ファックス、電子メールなどを通じてお客様からのご質問やご意見を徴集して検査計画に反映させ、より安全で信頼できる水道をめざします。



8. 水質検査精度と信頼性の保証

大洲市は全ての検査を委託して行いますが、検査項目は微生物から化学物質まで多種多様にわたり、微量なレベルまで測定が必要です。

このような状況でも、正確かつ高精度の水質検査結果を確保するため、試料採取や委託検査の信頼性を高める体制を整えていきます。

9. 関係者との連携

水源での水質事故発生時には、河川管理者などの関係機関との情報交換を行い、取水停止等の適切な措置を講じて水道水の安全性を確保します。

また、水質汚染事故や水系感染症の発症などがあった場合は、国や県の関係機関等と連携して迅速な情報収集に努め、速やかな対策を講じます。